

## 看護職員

補正予算額：216億円

- ◆ 2022年2月～9月において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関<sup>(※)</sup>に対し、看護職員57万人分<sup>(※※)</sup>、1人当たり月額平均4,000円相当の処遇改善費用をお渡しします。

※ 救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関

※※ 医療機関で働く看護職員（約119万人）の5割程度

- ◆ 医療機関の判断により、看護補助者、理学療法士・作業療法士などのコメディカル約36万人<sup>(※)</sup>に、この処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認めます<sup>(※※)</sup>。

※ 医師、歯科医師、薬剤師、一般事務職員は対象外です。

※※ この場合、1人当たりの上げ幅が月額4,000円を下回ることとなります。

## 介護・障害福祉職員

補正予算額：1,414億円

- ◆ 2022年2月～9月において、施設・事業所に対し、介護職員138万人分、障害福祉職員57万人分の、1人当たり月額平均9,000円相当の処遇改善費用をお渡しします<sup>(※)</sup>。

※ 介護報酬の対象となるサービスのうち、介護職員が基準上配置されているサービス事業所・施設が対象です。このため、居宅介護支援（ケアマネ）、訪問看護等は対象外となります。（障害福祉サービス等についても、同様に計画相談支援等は対象外）

- ◆ 施設・事業所の判断により、介護職員・障害福祉職員以外のすべての職種に、この処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認めます<sup>(※)</sup>。

※ この場合、1人当たりの上げ幅が月額9,000円を下回ることとなります。

（2022年4月～）

- ◇ 養護老人ホーム・軽費老人ホームは、上記措置の対象外ですが、必要な処遇改善を図るため、別途、地方自治体に対し、適切な対応を依頼します（本対応分は令和4年度から地方交付税措置を予定）。

## 保育士等・幼稚園教諭

補正予算額：971億円

- ◆ 2022年2月～9月において、保育所・幼稚園等に対し、職員71万人分<sup>(※)</sup>、放課後児童クラブに対し、職員12万人分、社会的養護関係施設に対し、職員3万人分の、1人当たり月額平均9,000円相当の処遇改善費用をお渡しします。

※ 公定価格の対象の保育所・幼稚園・認定こども園等（いわゆる「認可施設」）の保育士、幼稚園教諭、調理員、事務職員等。その他、公定価格の対象でない私学助成を受ける幼稚園に対しても、教諭等5万人分の支援。

- ◆ 施設の判断により、施設独自の加配職員に、この処遇改善の収入を充てることが可能です<sup>(※)</sup>。

※ この場合、1人当たりの上げ幅が月額9,000円を下回ることとなります。

- ◆ なお、令和3年人事院勧告に伴う公定価格のマイナス改定分（▲0.9%）に対応する補助を併せて行います。

## 看護職員

- ◆ 2022年10月以降、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関（※）に対し、看護職員57万人分の（※※）、1人当たり月額平均12,000円相当の処遇改善費用をお渡しする仕組みを、令和4年度診療報酬改定において創設します。

※ 救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関

※※ 医療機関で働く看護職員（約119万人）の5割程度

- ◆ 医療機関の判断により、看護補助者、理学療法士・作業療法士などのコメディカル約36万人（※）に、この処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認めます（※※）。

※ 医師、歯科医師、薬剤師、一般事務職員は対象外となる予定です。

※※ この場合、1人当たりの上げ幅が月額12,000円を下回ることとなります。

- ◆ 詳細については、今後、中央社会保険医療協議会において議論することとしています。

## 介護・障害福祉職員

- ◆ 2022年10月以降、施設・事業所に対し、介護職員138万人分、障害福祉職員57万人分の、1人当たり月額平均9,000円相当の処遇改善費用をお渡しする措置を、介護報酬・障害福祉サービス等報酬を臨時改定して行います（※）。

※ 介護報酬の対象となるサービスのうち、介護職員が基準上配置されているサービス事業所・施設が対象です。このため、居宅介護支援（ケアマネ）、訪問看護等は対象外となります。（障害福祉サービス等についても、同様に計画相談支援等は対象外）

- ◆ 施設・事業所の判断により、介護職員・障害福祉職員以外のすべての職種に、この処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認めます（※）。

※ この場合、1人当たりの上げ幅が月額9,000円を下回ることとなります。

- ◇ 養護老人ホーム・軽費老人ホームは、上記措置の対象外ですが、必要な処遇改善を図るため、別途、地方自治体に対し、適切な対応を依頼します（本対応分は令和4年度から地方交付税措置を予定）。

## 保育士等・幼稚園教諭

- ◆ 2022年10月以降、保育所・幼稚園等に対し、職員71万人分（※）、放課後児童クラブに対し、職員12万人分、社会的養護関係施設に対し、職員3万人分の、1人当たり月額平均9,000円相当の処遇改善費用をお渡しする措置を、公定価格の見直し・私学助成により行います（※※）。

※ 公定価格の対象の保育所・幼稚園・認定こども園等（いわゆる「認可施設」）の保育士、幼稚園教諭、調理員、事務職員等。その他、公定価格の対象でない私学助成を受ける幼稚園に対しても、教諭等5万人分の支援。

※※ 公立の保育所・幼稚園・認定こども園については地方交付税措置を予定しています。

- ◆ 施設の判断により、施設独自の加配職員に、この処遇改善の収入を充てることが可能です（※）。

※ この場合、1人当たりの上げ幅が月額9,000円を下回ることとなります。